

議案第27号

所沢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

所沢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市こども計画の策定に伴うこども及び若者支援施策の更なる推進の必要性に鑑み、所沢市子ども・子育て会議を再編し、より効果的かつ効率的な審議等を行うため、本案を提案するものである。

所沢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

所沢市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第72条第1項」の次に「及び子ども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項」を加える。

第2条中「法第72条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき市が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を」を「次に掲げる事項について」に改め、同条に次の4号を加える。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 子ども基本法第10条第2項に規定する市町村子ども計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 子ども基本法第2条第2項に規定する子ども施策に係る事務（第1号及び前号に掲げる事務を除く。）の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（部会）

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 第5条から前条までの規定は、部会について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項第 2 号の規定及び附則第 4 項の改正規定（別表第 1 放課後児童対策協議会委員の項を削る部分に限る。） 令和 7 年 7 月 1 日

(2) 次項第 3 号の規定、附則第 4 項の改正規定（別表第 1 保育園等運営審議会委員の項を削る部分に限る。）及び附則第 5 項の改正規定 令和 8 年 9 月 1 日

（所沢市青少年問題協議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 所沢市青少年問題協議会条例（昭和 3 9 年告示第 1 0 8 号）

(2) 所沢市放課後児童対策協議会条例（平成 2 6 年条例第 4 7 号）

(3) 所沢市保育園等運営審議会条例（昭和 5 1 年条例第 3 3 号）

（経過措置）

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、所沢市子ども・子育て会議条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

（所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 3 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 保育園等運営審議会委員の項、青少年問題協議会委員の項、児童館運営協議会委員の項及び放課後児童対策協議会委員の項を削る。

（所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

5 所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「所沢市保育園等運営審議会条例（昭和 5 1 年条例第 3 3

号)」を「所沢市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第19号）」に、「所沢市保育園等運営審議会の」を「所沢市子ども・子育て会議の」に改める。

（所沢市立児童館設置及び管理条例の一部改正）

6 所沢市立児童館設置及び管理条例（昭和53年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条から第21条までを削り、第22条を第16条とする。